市町村議会で議決した意見書（平成27年９月議決分）

平成27年9月28日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	久　慈　市	医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H27.9.17	1
2	久　慈　市	医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書	H27.9.17	2
3	住　田　町	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書	H27.9.7	3

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年９月 17 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 県は、医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については平成 28 年８月より現物給付を導入する方針としているが、その他の助成制度対象者は償還払いのままである。 償還払いは、医療機関を受診した際に窓口で一旦法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入してる。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことである。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができる。 また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要である。 以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう要望する。 記 1　県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年９月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書 地方自治体が行っている医療費助成制度について、その給付方法の一つである現物給付は、医療機関窓において負担上限までの支払いで済む方法である。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができる。 また、一方の給付方法である償還払いの際に必要となる医療費助成給付申請書の手続きが不要。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要である。 しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金等が減額されてしまうものである。 医療費助成制度は、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭の方々にとって、安心して傷病の早期発見・早期治療をすることができる必要な制度であり、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すことは遺憾である。 以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現をするよう要望する。 記 １　国は医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を行わないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 27 年９月７日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書 住田町議会は、平成２６年９月議会において、「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書」を採択し、関係機関に意見書を提出した。 取り巻く世界情勢が大きく変わりつつある中、国の安全保障、そのあり方は最重要事項であり、国民的論議を深めながら進めるべきである。 しかしながら、政府は、武力攻撃事態法や自衛隊法、ＰＫＯ法など１０法案を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、多国籍軍などへの後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」を今国会に提出し、審議をしている。 このことは、歴代政権が、これまで憲法第９条の下では許されないとしてきたことを大きく転換するものであり、国民への丁寧な説明がないまま法改正を強行しようとする政府の姿勢は、とうてい容認できるものではない。 また、上記の法案については、各種世論調査により、いまだ国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、衆議院憲法審査会においても、参考人３人の憲法学者全員から集団的自衛権の行使容認する解釈は憲法違反との認識が示されたところである。 以上のことから、政府には、国民に対し十分な説明をするとともに、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得る必要があることから、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めるものである。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。